

千葉県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、千葉県職員措置請求（22千監（住）第3号）に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成22年11月9日

千葉県監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	近藤千鶴子
同	中島賢治

## 第1 請求の受付

### 1 請求の要旨

- 1) 千葉市長は千葉市中央区新宿2丁目9番8号にある千葉韓国会館が千葉市市税条例（以下「市税条例」という。）第9条第1項第3号、千葉市市税条例施行規則別表第2（当該条例区分中の3・4）を適用し、平成20年度の固定資産税及び都市計画税を全額免除した。（証1）
- 2) 在日本大韓民国民団千葉県地方本部（以下「民団千葉県本部」という。）が千葉韓国人商工協同組合を納税義務者とし、駐日韓国大使館の委任業務も行なっているとした減免申請書を、平成20年4月21日千葉市中央区長に提出した。（証2）
- 3) 「民団千葉県本部」は平成20年4月22日付け千葉市長宛て要望書で、「民団千葉県本部」所有の千葉韓国会館は、韓国人の戸籍整理や旅券書類等の作成、申請業務を行なっている所とし、営利を目的にするとか個人が使用するといった建物ではなく、極めて公共性の高い、いわゆる公民館的な役割を果たしている建物とし、平成20年度の固定資産税及び都市計画税の免除を求めた。（証3）
- 4) 千葉市中央区長は納税義務者を千葉韓国人商工協同組合とした固定資産税・都市計画税を全額減免すると平成20年6月9日付けで決裁した。（証1）
- 5) 「民団千葉県本部」の駐日大使館の委嘱事務について  
千葉地裁に於いて係争中の「平成21年（行ウ）第46号 固定資産税及び都市計画税免除取消等請求事件」（以下「平成21年（行ウ）第46号」という）で、被告である千葉市は、平成21年度の駐日大使館から委嘱を受けた旅券事務が行われていないとし、また、委嘱を受けている事務が減免事由に該当するような事務であることが確認できなかったとし、その部分（81.17パーセント）に関して減免処分を取り消した。（証4）  
これは、平成20年9月26日に韓国の旅券法令が改正されたためである。  
「市税条例」第9条第3項では、「第1項の規定により減免を受けた者は、その事由が消滅したときには、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。」としている。（証5）  
本来であれば、旅券法令が改正になった時点で、「民団千葉県本部」自らが申告しなくてはならない。  
しかし、「民団千葉県本部」は翌年度も、「韓国人の戸籍整理や旅券書類等の作成、申請業務を行っている所」とし、虚偽による減免申請を行っており、それらの行為は確信的であり、悪質といえる。（証6）
- 6) 千葉市中央区長の不作為について  
上記の事実は「平成21年（行ウ）第46号」によって、明らかになったことである。

これらのことは、「民団千葉県本部」の虚偽報告を鵜呑みにした結果だけではなく、平成18年度の「聴取調査」を不問とするなどの千葉市の不作為及び隠蔽による結果であり、一連の行為は減免事務取扱要領が正常に機能していないという証左である。

- 7) 韓国の旅券法令が改正された平成20年9月26日以降の、「民団千葉県本部」の固定資産税は按分して、一部減免処分取消としなければならない。

本来であれば、千葉市中央区長、租税に責務のある中央区役所課税課長ほか担当職員が精査していれば、千葉市に損害を与えることはなかったはずである。

しかも、前回の請求人による住民監査請求においても精査することなく、また、「平成21年（行ウ）第46号」が提起されても精査することなく、綿々と「民団千葉県本部」に減免措置を行なうのは異常である。

「平成21年（行ウ）第46号」で明らかになっているように、平成20年度の旅券事務以外の大使館の委嘱業務も精査して然るべきである。

- 8) 前回の請求人による住民監査請求において監査委員が「県本部は県内在日韓国人の自治組織として、その構成員の殆どは歴史的な背景の下に、我が国に生まれ、」と述べ、特別優遇するに至っている。（証7）

外務省の調査によると、昭和34年の時点で戦時徴用によって日本に渡り、自由意志により日本に留まった朝鮮半島出身者は、たったの245人である。

「みな自分の自由意思によって日本に留った者、または日本生まれだ。日本政府が本人の意志に反して日本に留めているような朝鮮人は犯罪者を除き1名もいない」とあり、現在、日本で居住する韓国・朝鮮人は、戦後の混乱に乗じた不法入国者、又は自ら進んで内地に職を求めてきた個別渡航者、自由意志によって留まった者たちと、その子孫である。（証8）

このように、千葉韓国会館への減免措置は特定の民族への特別優遇措置に他ならない。

- 9) 平成20年度の大使館の委嘱業務に関して、減免事由に該当しない旅券法令が改正された月日からの按分の減免処分取消は当然のことであるが、旅券事務以外の大使館の委嘱業務も精査して判断すべきである。

それは「証4」で明らかになっているとおり、平成21年度の旅券事務以外の大使館からの委嘱を受けている事務が減免事由に該当するような事務でなかったとされていることからである。

このように千葉市中央区長、租税に責務のある中央区役所課税課長ほか担当職員が、住民監査等により何回も精査する機会があったにも係わらず、その責務を怠り、平成20年度の固定資産税及び都市計画税の一部免除を取り消さなかったため、千葉市に損害をもたらした。

よって監査委員は、千葉市長に対し、次のとおり勧告することを求める。

「千葉市長は、民団千葉県本部に係る平成20年度の固定資産税及び都市計画税の大使館の委嘱事務に係る部分（81.17パーセント）の免除額を、当該年度の千葉市中央区長及び中央区役所課税課長の不作為による損害だとし、千葉市中央区長及び中央区役所課税課長に当該免除額を支払うように求めること。」

#### 1 年以上経過して、請求した理由

大使館の委嘱業務が行なわれていなかったという事実は、請求人が千葉市を被告として提訴している「平成21年（行ウ）第46号」により、平成22年8月25日に明らかになったことである。

これらの証拠等は、現地調査を怠った為に、減免事務取扱要領が正常に機能せず、「平成21年（行ウ）第46号」の被告弁護士によって明らかになったことであり、請求人が知り得る状態ではなかった。

仮に、請求人が知り得るとしたならば、それは当事者である千葉市も知っていたことになり、結果、違法と認識して何らかの意図を持って隠蔽したと言える。

「証4」で大使館からの委嘱業務が、平成20年9月26日以降行なわれていなかったことが明らかになり今回の請求となった。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

(以上、原文のまま掲載)

(別紙「事実証明書」略)

#### 2 請求人 (略)

#### 3 請求書の提出日

平成22年9月9日

#### 4 請求の要件審査

本件監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

千葉市中央区長（以下「中央区長」という。）は、千葉韓国会館（以下「本件会館」という。）に係る平成21年度の固定資産税及び都市計画税の減免について一部取消処分を行ったにもかかわらず、平成20年度分についてはこれに相当するような処分を行っていないが、そのことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）に該当するか否か。

### 2 監査対象部局

中央区役所及び財政局を監査対象部局とし、関係書類を調査するとともに、関係職員の事情聴取を行った。

なお、組織改正及び千葉市市税条例施行規則（昭和49年規則第11号。以下「規則」という。）の改正により、平成22年10月12日から区長への税の賦課徴収に関する事務の委任は廃止され、中央区内の固定資産税及び都市計画税の賦課徴収に関する事務は、財政局税務部東部市税事務所の所管となっている。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成22年9月27日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな証拠の提出はなかったが、請求内容の補足説明がなされた。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、中央区役所及び財政局の職員が立会った。

### 4 関係職員等の陳述

平成22年9月27日に中央区役所及び財政局の職員から陳述の聴取を行った。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立会った。

### 5 関係人に対する事情聴取

自治法第199条第8項の規定に基づき、平成22年10月13日に関係人である在日本大韓民国民団千葉県地方本部（以下「県本部」という。）の団長、副団長及び事務局長から事情聴取を行った。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実の確認

##### (1) 固定資産税及び都市計画税について

固定資産税とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項の規定により普通税として市町村が課すものであり、納税義務者は毎年1月1日現在、当該市町村において土地、家屋及び償却資産の固定資産を所有する者である。

その税額は、各固定資産の価格を基に算定された課税標準額に対し標準税率1.4/100を乗じて得た額である。

都市計画税とは、地方税法第5条第6項の規定により目的税として市町村が課すものであり、都市計画法に基づく都市計画事業又は土地区画整理事業法に基づく土地区画整理事業に要する費用に充てられるものである。

納税義務者は前記と同様であり、その税額は、前記標準額に対し標準税率0.3/100を乗じて得た額である。

なお、両税については、地方税法に基づき不均一の課税をすることができる」とされている。

##### (2) 平成20年度及び21年度における固定資産税及び都市計画税の減免について

###### ア 地方税法における取扱い

固定資産税の減免について地方税法第367条では、市町村長は、①天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、②貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者、③その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、当該税を減免することができるとしている。

なお、都市計画税の減免については、地方税法第702条の8第7項の規定により、都市計画税を固定資産税と併せて賦課徴収している場合で、市町村長が固定資産税を減免したときは、都市計画税についても、当該固定資産税と同じ割合により減免されるとしている。

###### イ 市税条例における取扱い

千葉市（以下「市」という。）は、千葉市市税条例（昭和49年条例第6号。以下「条例」という。）第9条第1項において、①災害を受けた場合で減免を必要とするとき、②貧困により公私の扶助を受ける場合で減免を必要とするとき、③公益上その他の事由により、特に減免を必要とするときのいずれかに該当する場合、市長が市民税、固定資産税、その他の税を減免することができるとしている。

そして、同条第2項において減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長が定める事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添え

て市長に提出しなければならないとしている。

また、市は、条例第50条において、条例の施行に関し必要な事項を規則で定めることとしている。

#### ウ 市税条例施行規則における取扱い

市は、規則第8条において、市民税や固定資産税等を減免するときは、別表第1から別表第5の該当する範囲内において必要に応じて減免するものとしており、固定資産税の前記イ③に該当する箇所は次のとおりである。

なお、下記の別表第2中3（以下「表中3」という。）については、平成22年3月に規則が改正され、「その他これらに類するもの」との文言が削除されている。

#### 別表第2

##### 固定資産税

区分	減免の範囲	減免の割合	適用
* 条例第9 条第1項 第3号に 該当する 場合	1 学校法人又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人以外のものが知事の認可を得て設立した各種学校において直接教育の用に供する固定資産	全額	直接その用に供し、又は当該事実が発生した日以後に到来する納期において納付する当該年度の税額について適用するものとする。
	2 学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、宗教法人並びに社会福祉法人以外のものが、その設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産	全額	
	3 町内会、自治会その他これらに類するものが所有し、又は他から無料で借り受けて公共的施設として直接その本来の用に供する固定資産	全額	
	4 その他直接公益の用に供する固定資産（有料で使用するものを除く。）で市長が必要と認めるもの	市長が適当と認める割合	

\*条例第9条第1項第1号及び第2号に該当する場合は略

#### エ 減免事務取扱要領における取扱い

##### (ア) 減免の認定基準

以上の法、条例、規則の定めを受けて、市は、条例第9条に定める固定

資産税及び都市計画税の減免事務に係る取扱いの明確化・統一化を図るため、「固定資産税・都市計画税減免事務取扱要領」（以下「要領」という。）を定めている。

その中で、表中3に記載の「町内会、自治会その他これらに類するものが所有する固定資産」については、「町内会、自治会が所有する固定資産で、会本来の業務に使用するほか、地域住民に広く開放し区役所等の事業又はこれらに関連する公共事業のために無償で貸与するなど、直接会の用に供する固定資産を対象とする」としている。

また、前記ウ別表第2中4（以下「表中4」という。）に記載の「直接公益の用に供する固定資産」については、要領中「Ⅲ 認定基準について 3 市税条例第9条第1項第3号」において、「固定資産の名称のいかんにかかわらず、それが不特定多数の人の使用又は利用等のために現に供され、その利益が増進するようなもの」としている。

そして、それらに該当するものとして「チビッ子広場・運動広場」や「防火水槽用地」など15種の施設を例示し、そのうちのの一つとして「公益法人等若しくは、それ以外の者が所有しかつ公益の用に供される固定資産」が掲げられているが、その取扱いについては、「法人によっては、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業や付随的な収益事業を行っている場合」もあることから、「市民に対し広く開放し、専ら公益の用に供している特定の部分については減免をすることができる」とし、「専ら公益の用に供している部分」については、「団体が不特定又は多数の者に広く開放し、市民に対し無料セミナー、相談会等開催し市民に使用又は利用され、その利益を増進させる等公益の用に供している事務所及び会議室をいう」としている。

#### （イ）減免の事務処理

要領中「Ⅱ 事務処理について」によると、市は、減免の決定に際し、公益法人等（法人税法別表第二に掲げる法人であり、民法第34条の規定により設立された社団法人及び財団法人、学校法人、宗教法人その他公益を目的とする事業を行う法人をいう。以下同じ。）が所有する固定資産についてその減免事由を証する書類として、①定款、②収支決算書、③事業計画（報告）書、④平面図を徴することとしている。

また、市は、決裁の流れについて、①減免基準が明確なものは区役所課税課長、②減免基準が明確でないものは市財政局税務部税制課と協議をした後に区長が行うものとしている。

さらに、公益法人等以外の者が所有する固定資産については、現地調査や周辺自治会からの聴き取り調査等により公益の用に供されている部分の判定を行うこととしている。

(3) 減免に係る市長権限の区長委任について

市は、条例第2条の2において、市長の権限の一部を規則で定めるところにより区長に委任することができるとしている。

これを受けて、市は、規則第2条第1項第1号の規定において、市税に係る徴収金の賦課徴収に関することを区長に委任としているが、同条第2項第9号の規定では、別表第1から別表第5までに規定する減免で、その範囲と割合について基準がないものに関することは、この限りでないとしている。

表中4の減免の割合は「市長が適当と認める割合」とされており、そのうち公益法人等については要領中別表第1-2においては、「任意」とされている。

また、市は、市決裁規程（平成4年訓令(甲)第1号）第4条において、区長・課長等が市長に代わって常時決裁できる事項を別表第1及び第2のとおりとし、そのうち減免に係る事務の専決者の区分は次のとおりである。

平成22年3月に至り、規則改正により前記第2条第2項第9号の規定が削除され、減免の範囲と割合について基準の有無にかかわらず、全て区長に委任されることとなった。

別表第1

2 財務に関する事項

(1) 歳入予算の執行

専決者 専決事項	副市長	局長 区長	部長	課長・第一類及び第二類の事業所の長(保健所にあつては総務課長、環境保健研究所にあつては医科学課長に限る。)
(1)~(4) 略				
(5)減免基準の明確でない歳入の減免		○(区長に限る。)	○	
(6)減免基準の明確な歳入の減免				○
(7)~(10) 略				

\*別表第1中1、2(2)、2(3)及び3は略

(4) 本件減免決定について

ア 減免対象

減免の対象とされた土地及び建物は下記(ア)及び(イ)に表示するとおりであり、それらに係る固定資産税等の納税義務者は、千葉韓国人商工協同

組合（以下「組合」という。）となっているが、減免申請の申請者は県本部である。

在日本大韓民国民団（以下「民団」という。）とは、在日韓国人を構成員とする民族団体であり、昭和21年に設立された。東京都港区に中央本部が所在し、その他各都道府県に地方本部が置かれ、千葉県では、本件会館に県本部と県本部千葉支部（以下「千葉支部」という。）が、ほかに船橋、市川、柏などの県内8市に各支部が置かれている。

そして、綱領には、①大韓民国の国是を遵守する、②在日同胞の權益を擁護する、③在日同胞の経済発展をめざす、④在日同胞の文化向上を図る、⑤世界平和と国際親善を図るとの5項目が定められている。

また、組合は中小企業等協同組合法に定める協同組合として61年5月に設立されたが、本件会館を主たる事務所としており、設立の目的は、登記簿では組合員の事業用消耗品等の共同購買や組合員に対する事業資金の貸付等とされている。

両者の関係については、請求書に添付の証2「県本部からの減免申請書の写し」に、県本部と組合とは同一の組織体である旨記載され、申請書の納税義務者との続柄の欄にも同一体と記載されている。

(ア) 土地

千葉市中央区新宿2丁目9番5	地積	99.40㎡
〃	9番6	地積 89.56㎡
〃	9番7	地積 145.95㎡
	合計	334.91㎡

(イ) 建物

千葉市中央区新宿2丁目9番8号

前記(ア)の土地に所在する鉄骨造陸屋根3階建、延床面積561.60㎡の事務所であり、各階の用途の内訳は下表のとおりとされている。

	用途	面積 (㎡)
1階	県本部事務室	39.04
	千葉支部事務室	40.22
	倉庫	6.53
	会議室	47.08
	共用部分（ホール、廊下、トイレ、湯沸かし室、階段）	54.33
2階	組合事務室	47.40
	LL教室	29.59
	韓国教育院	10.63
	教室	30.81
	共用部分（廊下、トイレ、湯沸かし室、階段、物置）	68.77

3階	大会議室	133.85
	厨房	16.99
	共用部分（廊下、トイレ、階段）	36.36

## イ 経緯

### （ア）平成20年度

本件会館に係る平成20年度の固定資産税及び都市計画税の減免に至る経緯は次のとおりである。

年月日	市の調査等の状況
平成20年 4月21日	県本部から前記ア（ア）及び（イ）に課せられた平成20年度の固定資産税及び都市計画税に係る減免申請書が提出される。
平成20年 5月27日	<p>中央区役所課税課職員が、減免申請の対象施設へ赴き現地調査を行った。その結果、中央区役所課税課が把握した内容は概ね次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県本部は、本件会館において平成19年度国民登録移動状況129件、家族関係登録357件、旅券発給315件、合計801件の在日韓国人の戸籍整理や旅券作成等に係る事務を行っていた。</li> <li>2 本件会館の2階LL教室において、千葉韓国教育院が主催する韓国語講座が通年で週8回、1回90分で開催されており、平成20年の受講者は96名であり、そのうち日本人受講者は90名とそのほとんどに及んでいる。 また、在日韓国人の子どもはほとんど韓国語を話すことができず、これらの子ども達や日本人児童に対し受講料無料で土曜学校や夏期講座を開催している。</li> <li>3 県本部は、平成4年から毎年10月第二日曜日に市や市国際交流協会の後援の下に在日韓国人を含む多数の市民が参加する「10月のマダン」という日韓友好親善の集いを千葉中央公園において行っているが、そのための練習を本件会館3階の大会議室で行っている。</li> </ol>
平成20年 6月9日	前記減免申請に対し、市は、表中3及び4の規定により、これを承認し全額免除することを中央区役所課税課長の決裁により決定し、同日付けで組合に対し固定資産税・都市計画税に関する通知書により賦課更正する旨中央区長名で通知した。

### （イ）平成21年度

本件会館に係る平成21年度の固定資産税及び都市計画税の減免に至

る経緯は次のとおりである。

年月日	市の調査等の状況
平成21年 4月14日	県本部から前記ア（ア）及び（イ）に課せられた平成21年度の固定資産税及び都市計画税に係る減免申請書が提出される。
平成21年 5月26日	<p>中央区役所課税課職員が、減免申請の対象施設へ赴き現地調査を行った。その結果、中央区役所課税課が把握した内容は概ね次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県本部は、本件会館において平成20年度国民登録移動状況141件、家族関係登録712件、旅券発給421件、合計1,274件の在日韓国人の戸籍整理や旅券作成等に係る事務を行っていた。</li> <li>2 本件会館の2階LL教室において、千葉韓国教育院が主催する韓国語講座が通年で週9回、1回90分で開催されており、平成21年の受講者は99名であり、そのうち日本人受講者は92名とそのほとんどに及んでいる。 また、在日韓国人の子どもはほとんど韓国語を話すことができず、これらの子ども達や日本人児童に対し受講料無料で土曜学校や夏期講座を開催している。</li> <li>3 県本部は、平成4年から毎年10月第二日曜日に市や市国際交流協会の後援の下に在日韓国人を含む多数の市民が参加する「10月のマダン」という日韓友好親善の集いを千葉中央公園において行っているが、そのための練習を本件会館3階の大会議室で行っている。</li> <li>4 その他、大会議室では県本部の総会や会議、各種交流の集まりなどが行われており、平成20年には本国の大学教育学部の学生が教育実習で来日し、在日韓国人の子どもに韓国文化を教えるための仮面劇が開催された。</li> </ol>
平成21年 5月29日	前記減免申請に対し、市は、表中3及び4の規定により、これを承認し全額免除することを中央区役所課税課長の決裁により決定し、同日付けで組合に対し固定資産税・都市計画税に関する通知書により賦課更正する旨中央区長名で通知した。

(5) 平成21年度減免処分の一部取消について

市は、平成22年2月16日の新聞報道等の内容と平成21年度減免申請内容について再検証するために、同年3月23日及び5月10日に県本部及び組合に対し、文書による事実確認の照会を行ったほか、6月24日には駐日韓国大使館に対し、聴き取り調査を行った。

その結果、県本部が本体会館において大使館・領事館が行うべき事務を代行して行っていることの実を確認できなかつたとして、22年8月12日付けで21年度の減免処分のうち、韓国語講座として利用されている2階のLL教室、韓国教育院、教室を除いた全体の81.17%（廊下等の共有部分については面積按分）及び土地の同一割合についても取り消すこととし、中央区長の決裁により決定した。

そして、同月19日付けで中央区長名により、組合に対し固定資産税(都市計画税)減免の一部取消通知書により減免処分の一部取消をする旨及び固定資産税・都市計画税に関する通知書により賦課更正をする旨を通知した。

#### (6) 取消訴訟について

ところで、本体会館に係る平成21年度の固定資産税及び都市計画税の減免処分については、千葉地方裁判所において原告請求人、被告市間の「平成21年（行ウ）第46号 固定資産税及び都市計画税免除取消等請求事件」（以下「本件訴訟」という。）として、現在争われているところである。

市は、本件訴訟において、22年2月12日に裁判所に対し提出した答弁書では、本体会館については、その使用規則の内容や本体会館で通年開催されている韓国語講座に地域住民が多数参加していることから「地域住民に広く開放されている」と言え、その用に供する部分は表中3に準ずると言うことができる、また、前記事実から、当該部分は、要領に記載されている「不特定又は多数の者に広く開放し、市民に対し無料セミナー、相談会等開催し市民に使用又は利用され、その利益を増進させる」ものとも言えるので、公益の用に供されており、表中4に該当すると述べている。

さらに、県本部は、駐日韓国大使館から領事事務の委嘱を受け、その事務を本体会館において行っているが、地方税法第348条第9項第1号は、外国の政府が所有する大使館等の施設の用に供する固定資産に対しては、固定資産税を課することができないと定めており、駐日韓国大使館から委嘱を受けた事務を執り行う施設の用に供する固定資産は大使館に準ずるものとして、公益法人以外の者が所有し、かつ、公益の用に供される固定資産と見て、表中4に該当すると言うことができると述べている。

しかしながら、22年8月25日に提出した準備書面（2）においては、同年2月16日の新聞報道から、20年9月26日に韓国の旅券法令が改正されたことにより、県本部が本体会館で駐日韓国大使館から委嘱を受けて旅券事務を行っているとの内容に疑義が生じ、県本部に照会したところ、21年度は旅券事務は行っていないことが判明したこと、併せて同大使館から委嘱を受けた事務を行っているという内容について、県本部及び同大使館に対し調査を行ったが、委嘱を受けている事務が減免事由に該当するような事務であることを確認できなかったことから、22年8月19日に減免処分の一部を取り消したことを明らかにした。

## 2 監査対象部局の説明

### (1) 平成21年度減免処分の一部取消について

一部取消に至ったのは、平成22年2月16日付けの新聞報道において、韓国の旅券法令が改正されたことなどによって、成田市の民団の施設では旅券事務が行われていないことが確認された旨の記載がされていたことにより、本件会館の固定資産税等の減免処分の理由としていた駐日韓国大使館から委嘱を受けて旅券事務を行っているとの内容にも疑義が生じたことを契機としている。

それを受けて、改めて県本部に照会したところ、20年9月26日に韓国の旅券法が改正され、21年度は、旅券事務は行っていないことが判明したものである。

あわせて、同大使館から委嘱を受けた事務を行っているという内容について、県本部及び同大使館に対し、改めて国家事務の代行であるかどうかの調査を行ったところ、22年7月13日までに得られた回答及び資料では、委嘱を受けている事務が、本市が21年度の減免事由に該当すると考えていた「本来国が行うべき事務の代行であること」の確認が取れなかった。

したがって、申請書に記載された内容と齟齬がなかった韓国語講座に利用されている部分を除き、減免処分を取り消すこととしたものである。

### (2) 平成20年度の減免処分に係る調査について

平成20年度の減免処分に係る調査についても、旅券法の改正部分など21年度の調査と重複する部分については、並行して行っていた。

現時点では、20年度中に旅券事務の法改正が行われたということは判明しているが、21年度減免に係る調査の過程で、そもそも大使館から委嘱を受けた事務について、減免の前提としていた国家事務の代行であることの確認を行うことが困難であることがわかり、まずは直近の21年度の処分についての調査及び判断を優先して行うこととした。

一度行った処分について、取り消す判断を行うに当たっては、調査はより慎重に行う必要があると考えたため、21年度分の調査として、県本部に対する照会だけでなく、駐日韓国大使館を訪問して職員に聴き取りを行うなどの調査を行ったことも、結果的に時間がかかった要因となった。

最終的に同大使館から文書による資料の提出が困難であるとの回答を得たのが、7月中旬であり、減免事由が確認できないとして、21年度の処分の一部取消の判断に至ったのは8月中旬になってしまった。

県本部から提出を受けた資料も外国語で記載されるなど内容の確認が難しいものも多く、現在までの間に20年度処分に係る調査までは終わることができなかった。

20年度の減免事由についても、現段階では大使館・領事館が行うべき領事

事務の代行をしているという確認はとれていないが、現在までの段階では、韓国の旅券法改正前に県本部が行っていた「旅券に関する事務」が、大使館の代行事務でないという確認には至っていない。

したがって、今後の調査としては、少なくとも当該部分の確認を行う必要があると認識している。

### (3) 監査請求の請求期間徒過について

平成21年度に行った処分の取消は、当初の処分理由であった国の事務の代行の事実が確認できなかったことによるものであり、旅券法の改正といった事後的な事情の変更によるものではない。

したがって、仮に、20年度処分の取消について、21年度処分を取り消したのと同じ理由により当然取り消すべきこととなるとしても、それは、21年度処分と同様、20年度についても当初処分の適法性が問題となるからであると考ええる。

とすれば、20年度処分に係る取消事由は、20年度当初処分において、国の事務の代行の事実確認を尽くさずに減免処分を行ったことが違法と評価されることによって、はじめて認められるものであり、当初の処分は適法であったのに、法改正や21年度処分取消等の事後的な事情により違法と評価される事情が発生したといったものではないと考えている。

20年度の処分について処分当初から違法であったと評価されるならば、期間制限の適用を受ける事例であると考えている。

正当な理由については、請求人は、昭和58年以降本件固定資産の減免処分が行われていることについて平成21年11月2日に行われた21千監(住)第3号の陳述に立ち会った際に知り得たはずであり、また、遅くとも21年12月18日には本件減免処分の決裁についての部分開示を受けており、本件減免処分の内容を知り得たはずである。

したがって、減免処分の存在及び内容について、請求人は遅くとも21年12月18日までには了知しているはずであり、その時から8か月以上経ってから監査請求をしていることから、本件監査請求は、1年を経過してなされたことに正当な理由は認められないと考えている。

## 3 関係人調査

関係人調査において明らかにされた主な事項は、次のとおりである。

### (1) 減免の一部取消処分に対する対応について

本件会館は昭和58年8月23日に建てられ、それ以後固定資産税及び都市計画税の減免を受けており、中央区役所課税課に対し施設の使用状況等について十分な説明をしていること、平成18年度以降は毎年度同課職員が本件会館の現地調査を行っていたことから、本件会館に係る減免については理解を得ていると思っていた。

なお、中央区役所課税課に対し、毎年度3月に開催されている県本部の定期地方委員会で議題とされる活動報告書を提出している。

しかしながら、今回、「減免の根拠となる事実の一部について確認できなかった」ということで、韓国語教室として使用されている部分を除く約82%が課税されることとなった。

21年度の減免処分については、本件訴訟が係属中であると伺っており、こうした状況の中で一部取消を行ったのは到底納得することができない。また、関東地方の県庁所在地の地方本部の各事務所においても、その多くが減免を受けている。

以上のとおりであるので、本件処分について、去る10月8日に千葉市長に対し行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）に基づく審査請求を提出したところである。

## （2）大使館委任業務について

昭和24年に、大韓民国駐日代表部代表から在日本大韓民国居留民団（現民団）団長宛てに提出された「貴在日本大韓民国居留民団は大韓民国政府が公認した唯一の韓国人団体である」と記載された文書が大使館委任業務を行っている根拠である。

昔は大韓民国駐日代表部のみでは旅券発給業務、戸籍謄本の作成などの事務処理ができなかったため、全国の地方本部がその代行を行い、全て民団を通じて本国の面（基礎自治体である郡・市の下に置かれた行政区分の一つ）事務所に書類を送って処理をしていた。県本部で行う事務は、領事館への旅券の申請、家族関係証明書、基本証明書、婚姻関係証明書、入養関係証明書、親養子関係証明書など多岐に亘っている。申請にあたっては、様々な書類の作成が必要となり、個人で領事館に申請する場合には1回では終わらないことが多く、また、ほとんどの団員は韓国語ができないため、書類作成のほとんどを県本部において行っている。

また、朝鮮の国籍から韓国国籍に変更する国民登録については、民団しか申請することができず、その際に基準地（本籍地）を設定するのであるが、これについては、申請者から出身地などを確認して、民団が当該地の面事務所とやりとりをして行っている。

こうしたことから、我々は、韓国政府から大使館業務を委任されていると認識している。しかしながら、韓国政府からこれらの業務を委任されていることについて、確認できる文書は残されていない。

さらに、各市町村役場の外国人登録担当課においても各種の申請事項の際に諸関係証明書の翻訳などが必要となるが、前記のとおりほとんどの団員は韓国語ができないため、翻訳作業も県本部で行っており、翻訳者の記名と県本部代表者の記名及び押印により、その翻訳が正しいものであることを認証している。

ちなみに、市中央区役所市民課に対しては、平成21年度に17件提出して

いる。

### (3) 旅券法改正の民団業務内容への影響について

韓国の旅券法が改正され、指紋押捺することとなり、本人による申請しかできなくなったため、民団が代行して申請することができなくなった。

しかしながら、申請書類の作成が非常に煩雑なため、現在でも民団では本人が領事館に提出する書類の作成を行っている。

## 4 判断

### (1) 本件監査請求の期間徒過について

自治法第242条第2項では、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」とされているが、本件監査請求において取り消すべきとされている平成20年度減免処分は20年6月9日付けで行われており、本件監査請求の提出された22年9月9日までには2年3か月を経過していることから、監査請求の期間制限との関係が問題となる。

この点について、請求人は、本件訴訟において22年8月25日に市が提出した準備書面によって、21年度減免処分の一部取消と、その原因である大使館からの委嘱業務が20年9月26日以降行われていなかったことが明らかになった結果、今回の請求となったものであり、20年度減免処分の日から1年を経過していることに正当な理由があるとしている。

これに対し、監査対象部局は、20年度減免処分について、21年度減免処分の取消と同じ理由により取り消すべきとしても、それは、21年度減免処分と同様、国の事務の代行の事実確認を尽くさずに減免処分を行ったことが違法と評価されることによってはじめて認められるものであり、期間制限の適用を受ける事例である。そして、正当な理由については、請求人は、本件減免処分の存在及び内容について、遅くとも本件減免処分の決裁についての部分開示を受けた21年12月18日までには了知しているはずであり、その時から8か月以上経ってから監査請求をしていることから、本件監査請求は、1年を経過してなされたことに正当な理由は認められないとしている。

そこで、本件監査請求の期間徒過について検討する。

請求人の主張は、平成20年になされた韓国の旅券法の改正により県本部が旅券事務を行っていないとしてなされた平成21年度の減免処分の取消を受けて、平成20年度の減免処分についても取り消すべきであるのにもかかわらず、これを怠っているというもので、一見すると、法律上の期間制限はないとされている「怠る事実」についての請求であるように見られる。

しかしながら、「具体的な監査請求の対象は、当該請求において請求人が何を対象として取り上げたのかを、請求書の記載内容、添付書面等に照らして客観的、実質的に判断すべきものである」（平成14年7月2日最高裁判決）と

されているが、今回の21年度減免処分の一部取消の理由は、韓国の旅券法の改正という事情変更によるものではなく、「大使館・領事館が行うべき事務を代行して行っていることの実を確認できなかった」ことによるものであるから、それを前提とすると、本件監査請求は、実質的には平成20年度の固定資産税及び都市計画税の減免処分の違法性を主張するものであり、その意味で、監査対象部局が主張するように、期間制限が問題になる事案である。

こうした怠る事実に係る監査請求の期間制限に関する裁判例についてみると、昭和62年2月20日最高裁判決では、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものである監査請求のときは、当該監査請求については、怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として自治法第242条第2項の規定を適用すべきものと解するのが相当であるとされている。

こうしたことからすると、本件監査請求については、期間制限の規定に抵触するものと考えられる。

そこで、期間を徒過したことについての正当な理由の有無について検討する。

本件では、中央区長が所要の調査を行い、これに基づき平成21年度減免処分の一部取消をしたのは、本年8月19日のことである。

請求人は、同人がこれを知ったのは、本件訴訟において被告市が本年8月25日付けで提出した準備書面によるものであると主張しているが、これに対し、監査対象部局は、請求人は平成20年度減免処分についても、その理由を昨年度の監査請求（21千監（住）第3号。以下同じ。）時には知り得たとしている。

本件訴訟の内容や経緯からすれば、一般市民、まして減免処分の違法性を争っている請求人にとっては監査対象部局が減免処分を取り消すことは思いもかけないことで到底考えられないところであり、請求人が違法であると主張する事実（中央区長が平成21年度減免処分を取り消した根拠事由）を知り得ることになったのは前記の22年8月25日であるとする請求人の主張は正当な理由たり得るものと考えられる。

事実を知り得ることになってから請求までの期間について、裁判例では概ね3か月を超えたものでは期間制限に触れるとされたものはあるが、3か月以内では、ほぼ許容されているので、本件監査請求ではその範囲内にあると言える。

したがって、本件監査請求は、自治法第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備している適法な請求であると考えられる。

## （2）平成21年度減免処分と一部取消処分について

次に、平成21年度減免処分と一部取消処分について検討する。

まず、21年度減免処分の一部取消の理由についてであるが、これについて

監査対象部局は、請求人が指摘している旅券法の改正によるものではなく、決裁書では、「当該物件は、本来大使館・領事館が行うべき事務について委嘱を受けてその一部を代行していること、及び地域住民に対して韓国語講座を行っていることにより公共性の高い物件であるとして減免を行っていた。

この減免処分に対し、本件訴訟が提起されたこと、また、新聞報道で韓国の旅券法改正により旅券発給事務が廃止されていたことが確認され、減免理由に疑義が生じたことから、民団県地方本部及び大使館に対して再調査を行った。結果、大使館・領事館が行うべき事務を代行して行っていることの実事確認ができなかったため、この部分についての減免を取り消す。なお、韓国語講座として利用されている部分については、減免の根拠として事実が変わることはないため、減免は維持することとする。」としており、要するに21年度減免処分の理由は、本来大使館・領事館が行うべき事務（韓国政府の行うべき事務）について委嘱を受けてその一部を代行していること及び地域住民に対して韓国語講座を行っていることであったとしている。

しかしながら、昨年度の監査請求における監査対象部局の説明では、「県本部が本件会館において、在日韓国人の戸籍整理及び旅券発給書類の作成業務等の大使館委任業務を行っていることや、日本人が多く参加し費用も実費程度の韓国語講座を行い、地域における日韓相互の文化交流や地域コミュニティづくりに貢献していること、さらに本国の文化を在日韓国人や日本人に紹介するための活動や練習を行っていることに鑑み、施設全体が表中4の細目を定めた要領中の『⑮ 公益法人等若しくは、それ以外の者が所有しかつ公益の用に供される固定資産』に該当すると総合的に判断し、規則第8条の規定により減免することとした」としている。

さらに、21年度減免処分の決裁書においては、不特定多数の者に開かれた本物件の利用及び日韓友好親善活動等を確認したとして、韓国語講座とともに、「10月のマダン」という行事についても記載されている。

以上のように、21年度減免処分の理由とその一部取消処分の理由との相関関係については、整合性を欠くものであると言わざるを得ない。

また、一部取消に当たり、市は県本部及び組合に対して、3月と5月に文書による事実確認の調査をしているほか、6月には駐日韓国大使館に対して、聴き取り調査を行っている。

組合からは、市の照会に対しそれぞれ2回の文書による回答がなされており、駐日韓国大使館員からも説明を受けたとのことであるが、これらの調査結果をどのように評価し、何をもって事実の確認ができなかったとしているのか、監査対象部局の説明では明らかにされたとは言えず、減免処分の取消理由の根拠としては明確でない。

加えて、21年度減免処分の一部取消処分については、これについて定める法令の規定は見当たらないから、その法的根拠はこれを行政法上の一般理論に

求めるほかないが、本件のような固定資産税及び都市計画税の減免処分という授益的行政行為の取消については、原処分によって与えられた利益は、受益者が不正の手段を講じるなどの事情がない限り尊重されるべきものである。そうすると、これを自ら取り消すことは、特段の公益上の必要が認められない限り許されるものではない（塩野宏「行政法Ⅰ」参照）と解されている。

そもそも、平成21年度減免処分の違法性が主張された昨年度の監査請求において、監査対象部局は監査委員に対して、県本部の行っている旅券発給事務は「取次業務ということで、間接的に領事館業務をしているということで、そこで旅券を発給しているわけではありません」と説明しており、このことからすれば、市は、旅券事務ばかりではなく、その他の戸籍関係事務についても同様に、県本部が担ってきた事務が、韓国政府や大使館・領事館との長年にわたる相互協力関係の中で、いわば行政機関の窓口で行う自国民に対するサービスの業務であったことを十分に了解していたと言ふべきであり、それをことさらに「大使館・領事館が行うべき事務の代行」に限定するような解釈はこれまでできていないのである。

### （3）平成20年度減免処分について

当監査委員としては、前記に述べたような本国会館の利用状況等の事実関係などに基づき昨年度の監査請求において、「本国会館については、在外公館的業務を初め、県本部について自治会類似の公益性を認めうるから、在日韓国人及びその地域における役割、地域交流などの活動、その他多岐に亘る互助的事業を踏まえ、監査対象部局が結論として本国会館を全体的にその公益性を認め全額を減免したことについては、首肯できる」としたものである。

このことは、実態として在外公館的業務や自治会類似の公益的な利用に供されていることから判断したのであり、監査対象部局は、20年度の減免の事由についても、現段階では大使館・領事館が行うべき領事事務の代行をしているという確認は取れていないとしてなお調査の必要があるとしているのであるが、決裁文書上も20年度と21年度とで減免の事由に差異はなく、監査委員の判断は、平成20年度減免処分についても変わりはなく、維持されるべきものと考えている。

### （4）審査請求について

ところで、本年10月8日に至り、組合（県本部）は千葉市長に対して中央区長が行った平成21年度減免処分の一部取消処分について審査請求を提出したところであるが、その主な理由は、正式な領事館や役場及び公民館とは違うものの、準領事館、準役場的また公民館的な役割を担っている公的な建物であることを認めて、これまで減免の根拠としてきたところ、今年度になって「一部について確認ができない」とは到底納得することはできないというものである。

当該審査請求については、地方税法に基づき30日以内に裁決がされること

となり、今後必要な審査手続きが進められることとなるが、どのような結論となるか現段階では明らかでない。

(5) 中央区長及び中央区役所課税課長ほか担当職員の不作為について

請求人は、中央区長及び中央区役所課税課長ほか担当職員（以下「中央区長等」という。）が、住民監査請求等により何回も精査する機会があったにもかかわらず、その責務を怠ったことによる不作為であると主張しているが、前記のとおり平成20年度減免処分が違法なものとは考えられず、また、21年度減免処分について本件訴訟として係属中であること、21年度減免処分の一部取消について審査請求手続中であることから、中央区長等に20年度減免処分について、その一部取消処分を行わなければならないような義務があるとは考えられず、責務を怠っているとか、不作為であるとの請求人の主張は当たらない。

## 5 結論

以上により、現時点で、本件会館に係る平成20年度の固定資産税及び都市計画税について減免を行ったことは違法又は不当な財産処分であると判断することはできず、したがって、平成21年度減免処分の一部取消処分に相当するような処分を平成20年度分についてもするべきであり、それをしないことは財産の管理を違法又は不当に怠っていることにあたるとの請求人の主張には理由がないものと判断する。